

平成31年第1回久万高原町議会定例会

平成31年 3月 8日

○議事日程

平成31年3月8日午前9時30分開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 報告第1号 | 損害賠償に係る和解及び損害賠償額の専決処分の報告について |
| 日程第2 | 議案第1号 | 工事変更請負契約の締結に関する専決処分について |
| 日程第3 | 議案第2号 | 久万高原町公共施設等総合管理基金条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第3号 | 農村集落古味多目的施設の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第4号 | 久万高原町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第5号 | 久万高原町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例及び久万高原町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第6号 | 久万高原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第7号 | 久万高原町分担金及び負担金賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第8号 | 久万高原町教職員住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第9号 | 久万高原町凶荒予備奨学金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第10号 | 久万高原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第11号 | 久万高原町環境衛生センター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第12号 | 久万高原町林業研修センター条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第14 議案第13号 久万高原町ふるさと村・家族旅行村条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第15 議案第14号 久万高原町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条
例の制定について
- 日程第16 議案第15号 久万高原町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 日程第17 議案第16号 久万高原町地域雇用創出推進基金条例等を廃止する条例の
制定について
- 日程第18 議案第17号 平成30年度久万高原町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第19 議案第18号 平成30年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予
算（第3号）
- 日程第20 議案第19号 平成30年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計
補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第20号 平成30年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算
（第3号）
- 日程第22 議案第21号 平成30年度久万高原町凶荒予備事業特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第23 議案第22号 平成30年度久万高原町分譲住宅宅地造成事業特別会計補
正予算（第1号）
- 日程第24 議案第23号 平成30年度久万高原町立病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第24号 平成30年度久万高原町立老人保健施設事業会計補正予算
（第2号）
- 日程第26 議案第25号 平成31年度久万高原町一般会計予算
- 日程第27 議案第26号 平成31年度久万高原町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第28 議案第27号 平成31年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計
予算
- 日程第29 議案第28号 平成31年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計
予算
- 日程第30 議案第29号 平成31年度久万高原町介護保険事業特別会計予算
- 日程第31 議案第30号 平成31年度久万高原町訪問看護事業特別会計予算

- 日程第32 議案第31号 平成31年度久万高原町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第33 議案第32号 平成31年度久万高原町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第34 議案第33号 平成31年度久万高原町浄化槽事業特別会計予算
- 日程第35 議案第34号 平成31年度久万高原町凶荒予備事業特別会計予算
- 日程第36 議案第35号 平成31年度久万高原町分譲宅地造成事業特別会計予算
- 日程第37 議案第36号 平成31年度久万高原町立病院事業会計予算
- 日程第38 議案第37号 平成31年度久万高原町立老人保健施設事業会計予算
- 日程第39 議案第38号 平成31年度久万高原町簡易水道事業会計予算
- 日程第40 議案第39号 おもご高齢者生活支援ハウスの指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第40号 久万高原町久万農業公園の指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第41号 久万高原町直瀬ふもと友愛館の指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第42号 西明神高齢者創作館の指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第43号 柳井川幸齢者創作館の指定管理者の指定について
- 日程第45 議案第44号 久万高原町四国カルスト牧場の指定管理者の指定について
- 日程第46 議案第45号 久万高原町林業研修センターの指定管理者の指定について
- 日程第47 議案第46号 久万高原町やなだにさんさんドームの指定管理者の指定について
- 日程第48 議案第47号 久万高原町公民館分館の指定管理者の指定について
- 日程第49 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第50 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（13名）

1番	中川武志	2番	土居通秀
3番	田村昭子	4番	玉井春鬼
5番	大原貴明	6番	天野辰晴
7番	高橋末廣	8番	日野明勅
9番	岡部史夫	10番	川崎勝弘

11番 熊代祐己

12番 中野克仁

13番 瀧野志

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町長	河野忠康	副町長	高山稔明
教育長	小野敏信	総務課長	佐藤理昭
危機管理室長	石割眞一	保健福祉課長	中岡瑞恵
建設課長	西森稔	環境整備課長	釣井好春
林業戦略課長	菅隆則	住民課長	木下勝也
ふるさと創生課長	大野和也	農業戦略課長	篠崎慶太
会計管理者	梶家和彦	病院事業等統括事務長	和田利章
教育委員会事務局長	辻本元一	消防本部消防長	織川真二
代表監査委員	菅洋志		

○議会事務局

事務局長 中川隆範

事務局 (朝 礼)

議長 本日の出席議員は13名です。
定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

(午前9時30分)

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。本日の午後1時から開会される本会議においては、1時5分からにしたいというふうに思います。それは、教育委員会からiPadのデモをやりたいという要望がありましたので、全員協議会に諮り、日程変更をさせていただきました。

この件については、御協力をいただいたらというふうに思います。

ですから、午後は1時5分から本会議を開会したいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

議長 日程第1、報告第1号「損害賠償に係る和解及び損害賠償額の専決処分の報告について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(大野ふるさと創生課長を指名)

大野課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号「損害賠償に係る和解及び損害賠償額の専決処分の報告について」を終わります。

議 長 日程第 2、議案第 1 号「工事変更請負契約の締結に関する専決処分について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより、採決します。

お諮りします。

議案第 1 号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 号「工事変更請負契約の締結に関する専決処分について」

て」は、原案のとおり承認をいたしました。

議長 日程第3、議案第2号「久万高原町公共施設等総合管理基金条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑をされる方はございませんか。

(大原貴明議員を指名)

大原議員 「久万高原町公共施設等」という形で記載をされておりますけれども、「公共施設等」となると、結構、いろんな範囲が入ってくると思うんですけれども、何か具体的に、どういった施設というような取り決めはされておりますでしょうか。

議長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 公共施設の中には、建物、それから、それ以外のものもございますので、状況によっては、建物以外についても対応できるということで、あと公共施設、公共的な施設等いろんなものもございますので、可能な範囲、広く運用ができればということで、「等」をつけてございます。

今、具体的にという状況ではございません。

議長 そのほか、質疑される方は。

(中野克仁議員を指名)

中野議員 公共施設等の計画的な整備事業とか、書いておられますが、現実のところは、公共施設の整備、維持管理についての計画が、具体的には立てられてない状況での基金設立については、どういうふうな考えでされたのでしょうか。

議 長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 中野議員の御質問にお答えをいたします。

公共施設の総合管理計画というのを、27年度に策定をしております。それにつきましては、町の全体的な計画でございまして、本年度から個別計画を策定に着手をいたしております。それに関連して、31年度にも予算計上させていただきますので、その時期に合わせて、今回、基金条例を制定して、ここにございますように、計画的なところの裏づけを、現在、作業を行っております。

平成32年度には、全ての個別計画を策定する予定でございます。

議 長 中野議員、よろしいですか。

(中川武志議員を指名)

中川議員 新たな基金の金額は幾らになるんですか。

議 長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 中川議員の御質問にお答えをいたします。

先ほど、条例の説明でも申し上げましたように、愛媛国体準備基金代替バス購入基金、学校教育施設整備基金を廃止の上、確保いたしまして、平成30年度末の見込みで、2億7,347万6,000円を見込んでございます。

議 長 よろしいですか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 「公共施設等」という定義、先ほど説明されましたけれども、地域における公共施設等とは、一体どのようなものがあるのか、教えていただきたいと思えます。

議 長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 公共施設でございますので、地域、それから町内全域を問わず、町が管理をしている施設ということで、捉えてはございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 ちょっと抽象的過ぎてわかりにくいんですが、もう少し、地域に公共施設的なものはあると思いますが、具体的な事例があれば教えていただけませんか。

議 長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 例えば、地域にございます公共施設といいますと、支所でありますとか、住民センターですとか、そういったところ。それから、集落単位までおりていきますと、集会所については、地元の管理でございますので、この定義からは外れるのかなというふうに考えてございます。

あくまでも、直接、地域の建物でありまして、町が所有をしている施設、及び管理をしている施設。

この管理には、指定管理も含めて考えてございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 例えば、避難所の扱いはどのようになりますか。

議 長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 この考え方ですけれども、避難所においても、地域の施設を指定させていただいている場合もございますけれども、災害の観点ではなくして、あくまでも施設の管理の観点から、この定義は運用していきたいというふうに考えてございます。

議 長 そのほか、質疑をされる方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより、採決します。
お諮りします。
議案第2号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第2号「久万高原町公共施設等総合管理基金条例の制定について」は、原案のとおり可決いたしました。

議長 日程第4、議案第3号「農村集落古味多目的施設の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(篠崎農業戦略課長を指名)

篠崎課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(中野克仁議員を指名)

中野議員 この件に関してというよりは、これも合併以降、言い方が雑かもしれませんが、ほったらかしにされておったというふうな案件ではないかと思いますが、このような案件は、ほかには存在していませんか。

議長 (篠崎農業戦略課長を指名)

篠崎課長 今、思いつく限りのものですが、同じ類似の案件ではございませんけれども、合併後、そのままというか、合併時のままで見直しかけることなく、現在に至っているものがあるかもしれません。

議長 (中野克仁議員を指名)

中野議員 農政に限らず、いろいろな施設が存在しております。前回の一般質問でも、合併以降、そのままにしておる、もしくは現状に即してないまま管理されておるといふような案件は、幾つか耳にしておりますが、その洗い出しをしっか

りされて、今後にきちっと対応していくという体制が必要であると思いますが、そういう観点でのことも、前回、財政改革の場でやっていくという答弁をいただいておりますが、進めておるといふ認識がよろしいでしょうか、総務課長。

議 長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 中野議員の御質問にお答えをいたします。

行財政改革は、財政改善実行プランの中で、今、本年度当初予算の編成から中間期に当たりますので、見直しをしているところでございます。

その中で、施設につきましても、一つ一つ財政改革の観点の中で作業を行ってございますけれども、今、中野議員から御指摘をいただいた合併後の暫定施行のままの施設という観点では、申しわけございません、まだその観点で見えてございませんでしたので、今、御指摘いただいた内容のプランの見直しの中で、しっかりと精査をして、もう一度、全課に確認をして、対応していきたいというふうに思います。

議 長 そのほか、質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

お諮りします。

本案につきましては、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにした
いと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、産業建設常任委員会に付託することに決定を
いたしました。

議長 日程第5、議案第4号から日程第7、議案第6号までの、条例の一部を改正する条例の制定に関する3件を一括議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
したがって、議案第4号から議案第6号までの、条例の一部を改正する条例の制定に関する3件を一括議題にすることに決定をいたしました。
提案理由の説明を求めます。

(佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑・討論・採決については、1件ずつ行います。
議案第4号「久万高原町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 この条例の名前のとおり、自己啓発等休業に関するということですが、条例の主たる目的、そしてこの条例の利用状況について、教えてください。

議長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 岡部議員の御質問にお答えをいたします。

ここでございます自己啓発等というところでございますけれども、これは業務に影響のない範囲内で、大学等の課程の履修、あるいは国際貢献活動、そういったものを幅広く認めるという目的の条例でございます。

合併後でございますけれども、この条例の適用は、現在のところございません。

以上です。

議 長 そのほか、質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより、採決します。

お諮りします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号「久万高原町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 議案第5号「久万高原町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例及び久万高原町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例

の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより、採決します。

お諮りします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号「久万高原町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例及び久万高原町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決いたしました。

議長 議案第6号「久万高原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより、採決します。
お諮りします。
議案第6号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第6号「久万高原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決いたしました。

議長 日程第8、議案第7号「久万高原町分担金及び負担金賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

(釣井環境整備課長を指名)

釣井課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより、採決します。
お諮りします。
議案第7号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第7号「久万高原町分担金及び負担金賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 日程第9、議案第8号「久万高原町教職員住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(辻本教育委員会事務局長を指名)

辻本局長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(大原貴明議員を指名)

大原議員 ただいまの説明の中で、今後、この施設を有効活用できるようにすると御説明をいただきましたけれども、具体的にどのような考えがあたりか、お伺いいたします。

議 長 (辻本教育委員会事務局長を指名)

辻本局長 大原議員の御質問にお答えいたします。

この施設につきましては、西谷小学校が閉校してから、地域のほうから貸していただきたいというような要望が、何度かあったというふうなお話を聞いております。

それで、今後も、そういった要望に応えられるような形にしたいということで、施設を処分するというふうなことでございます。

議 長 大原議員、よろしいですか。
そのほか、質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより、採決します。
お諮りします。
議案第8号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号「久万高原町教職員住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 日程第10、議案第9号「久万高原町凶荒予備奨学金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(菅林業戦略課長を指名)

菅 課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 この貸与対象者の拡大という部分について、具体的な事例があれば提示をしてください。

議 長 (菅林業戦略課長を指名)

菅 課長 岡部議員の質問にお答えいたします。

今までは、既に本籍を有する者ということで、今後、新たに住民となる方、特にUターン、Iターン等で、これから住民になる方を対象にしたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 そのほか、質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。

お諮りします。

本案件については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長 日程第11、議案第10号「久万高原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(中岡保健福祉課長を指名)

中岡課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより、採決します。
お諮りします。
議案第10号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第10号「久万高原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決いたしました。

議長 日程第12、議案第11号「久万高原町環境衛生センター条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(釣井環境整備課長を指名)

釣井課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(川崎勝弘議員を指名)

川崎議員 今の説明ですと、第4条第6号の説明かと思うんですけども、今の説明ですと、7号にも適用するような説明になります。

私が解釈しておるのは、6号の括弧書きを加えるということではないのでしょうか。

議長 暫時休憩します。 (午前10時18分)

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午前10時35分)

(釣井環境整備課長を指名)

釣井課長 川崎議員の質問にお答えします。

6号中のカッコ書きにおいて、「次号においても同じ」としているので、7号においても適用されます。

議長 そのほか、質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより、採決します。
お諮りします。
議案第11号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第11号「久万高原町環境衛生センター条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決いたしました。

議長 日程第13、議案第12号「久万高原町林業研修センター条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(菅林業戦略課長を指名)

菅課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案件については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第12号は、産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長 日程第14、議案第13号「久万高原町ふるさと村・家族旅行村条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(大野ふるさと創生課長を指名)

大野課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案件については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第13号は、産業建設常任委員会に付託することに決定を

いたしました。

議長 日程第15、議案第14号から、日程第16、議案第15号までの条例の一部を改正する条例の制定に関する2件を一括議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第14号から議案第15号までの、条例の一部を改正する条例の制定に関する2件を一括議題にすることに決定をいたしました。
提案理由の説明を求めます。

(釣井環境整備課長を指名)

釣井課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑、討論、採決については、1件ずつ行いたいと思います。

議長 議案第14号「久万高原町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(中野克仁議員を指名)

中野議員 これは、新しく加えるということですが、今までは納付しなくてよかったとか、そういうふうに、現状とこれをやってからの差は、どういうことが生まれてくるのでしょうか。

議 長 (釣井環境整備課長を指名)

釣井課長 中野議員の御質問にお答えします。

農業集落排水整備事業につきましては、補助事業自体は誕生しております。
新規加入者につきましては、補助事業に準じた形で、加入分担金15万円を納付していただいております。

農業集落排水施設に接続する際の費用につきましても、加入者の負担となっております。

農業集落排水事業の補助事業をやっていたときと、何ら変わりはありません。
今回、新たに単独事業をする場合の加入分担金、それから接続の際の費用を、個人加入者の負担にするということを明確にしたものです。

以上です。

議 長 (中野克仁議員を指名)

中野議員 今までの加入者と、これからの加入者に、何かの差が生じますか。

議 長 (釣井環境整備課長を指名)

釣井課長 新規加入者については、全く同じです。

以上です。

議 長 課長、供用開始後1カ月以内にあったらという情報があったんじゃないか。
それが無いわね、供用開始、ないわけです。

そここのところがあったんじゃないの。1万5,000円かしらん、引きよつたろがい。1カ月以内に、供用開始後つないだ場合は。そここのところがなくなつたんじゃないの。

釣井課長 事業自体が実施されていないんで。

議長 それはわからないけどね。
条例が、それが残ったたら、それをのけただけじゃないの。のけたら一緒なんやな、15万じゃけん。

(釣井環境整備課長を指名)

釣井課長 農業集落排水事業の整備事業実施のときには、供用開始から1カ月以内に接続するということがうたわれておりました。

整備事業が誕生してしましまして、新たに今回提案するのは、単独事業として升を設置して、加入するという場合について、今までは補助事業の条例を準用して実施しておりました。それを単独事業でやる場合のことも明確にするために、同じように15万円の負担金と、それから加入金、接続費用を加入者が負担することを条例の中に盛り込みました。

今までの運用と、何ら変わるものではありません。

以上です。

議長 よろしいですか。
そのほか、質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。

議案第14号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号「久万高原町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決いたしました。

議長 議案第15号「久万高原町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第15号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、第15号「久万高原町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 日程第 17、議案第 16 号「久万高原町地域雇用創出推進基金条例等を廃止する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第 16 号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号「久万高原町地域雇用創出推進基金条例等を廃止

する条例の制定について」は、原案のとおり可決いたしました。

議長 日程第18、議案第17号「平成30年度久万高原町一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 議案に基づき歳入・全般説明

議案に基づき歳出説明

(1款1項目)

(2款1項目)

(2款2項目)

(2款3項目)

(2款4項目)

(2款6項目)

(3款1項目)

(3款2項目)

(4款1項目)

(4款2項目)

(6款1項目)

(6款2項目)

(7款1項目)

(8款1項目)

(8款2項目)

(8款3項目)

(8款4項目)

(9款1項目)

(10款1項目)

(10款2項目)

(10款3項目)

(10款4項目)

(10款5項目)

(10款6項目)

(11款1項目)

(11款2項目)

(12款1項目)

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方ございませんか。

(中野克仁議員を指名)

中野議員 歳入で、県支出金、かなり減額がございますが、この中でいろいろ事業の進み方とか、補助金の関係とかで減額の状況もあると思うんですけども、ただ単に、県にお金がないから、今回、こらえてくださいというふうな減額の項目はありますか。

議長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 中野議員の御質問にお答えいたします。
今、中野議員が言われましたように、県の事情で県支出金を減額したという事例は、この予算説明の中ではございません。

議長 よろしいですか。
そのほか。

(中野克仁議員を指名)

中野議員 お金がないからおりてこないという理由での減額はないということですが、事業の進め方で問題があって、減額というのはあったんですか。

議 長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 中野議員の御質問にお答えいたします。
それぞれ事業の進め方といいますか、実績に基づいての減額措置ということでございます。

議 長 (中野克仁議員を指名)

中野議員 それは、実績を上げておれば、減額が防げたというふうに捉えてよろしいでしょうか。

議 長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 中野議員の御質問にお答えをいたします。
県の補助事業ですので、いろんな要件等がございます。住民の対象になる方からは、しっかりとその要望を聞いた上で、補助事業に対応できるものは、財政的な面からも、極力、県の補助事業を活用したいということで、要望を取りまとめた結果の実績というところでございます。

議 長 よろしいですか。

中野議員の本件に関する質疑は、既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書きの規定によりまして、特に発言を許します。

(中野克仁議員を指名)

中野議員 ちょっと説明がわかりにくかったので、また個別にお聞きしたいとは思いますが、よろしいでしょうか。

簡単に言うたら、思うとったほどの事業にならずに、補助金申請をしとって、それがそれほどでなかったの、減ったというふうに捉えたんでよろしいんですか。

議長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 中野議員の御質問にお答えをいたします。

それぞれ減額にはなっておりますけれども、恐らく各事業ごと、分野ごとで個別の理由があろうかと思っておりますので、今、中野議員が申されたような、一括りにできるような理由ではないというふうに思います。それぞれの理由があつての減額というところになろうかと思っております。

議長 ええんですか。

そのほか、質疑される方はございませんか。

(田村昭子議員を指名)

田村議員 今の中野議員の関連になるかもわからないんですが、県支出金の中で、林業用施設災害復旧県補助金が、1億から上の減額になっておるんですけども、この理由は何でしょうか。

議長 (西森建設課長を指名)

西森課長 田村議員の御質問にお答えいたします。

30年災害におきまして、早期復旧を目指しておったんですが、災害査定等が遅れまして、今、発注しても繰り越しになり、それからその次は、事故繰りのおそれもありますものですから、発注時期を見直すために、減額させていただきました。

議長 田村議員、よろしいですか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 地域おこし協力隊員の件なんですけれども、現在、町内で活躍されている現場と人数を教えてください。

議 長 (大野ふるさと創生課長を指名)

大野課長 地域おこし協力隊につきましては、現在、7名おります。7名が働いております場所は、まちなか交流館、B&G海洋センター、それからカルスト牧場、上浮穴高等学校、観光協会、あと美術館、それと中津です。

減額をしておりますが、予算上は12名予定をしておりました。今現在、昨年途中で任期を終えたものも含めて、30年度8名おりました。その4名の差ですが、4名の中で、山岳博物館とさんさんを募集しておりましたが、これにつきましては、本年4月から赴任ということになっております。

以上です。

議 長 よろしいですか。
そのほか、ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長 日程第19、議案第18号「平成30年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

（木下住民課長を指名）

木下課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長 日程第20、議案第19号「平成30年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(和田病院事業等統括事務長を指名)

和田事務長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした
いと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決
定をいたしました。

議長 日程第21、議案第20号「平成30年度久万高原町介護保険事業特別会計
補正予算(第3号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(中岡保健福祉課長を指名)

中岡課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした
いと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第20号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決
定をいたしました。

議 長 日程第22、議案第21号「平成30年度久万高原町凶荒予備事業特別会計
補正予算(第1号)」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(菅林業戦略課長を指名)

菅 課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑をされる方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は、産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議 長

日程第23、議案第22号「平成30年度久万高原町分譲宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(大野ふるさと創生課長を指名)

大野課長

議案に基づき説明

議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(田村昭子議員を指名)

田村議員

30年度の方譲宅地の動向というものを教えてください。どのくらい、あと残っているか。

議 長 (大野ふるさと創生課長を指名)

大野課長 田村議員の質問にお答えいたします。
分譲宅地につきましては、全部で22区画でございます。現在までに、16区画販売が終了しまして、残り6区画となっている状況でございます。
以上です。

議 長 よろしいですか。

(田村昭子議員を指名)

田村議員 30年度の動きはありましたでしょうか。

議 長 (大野ふるさと創生課長を指名)

大野課長 田村議員の質問にお答えいたします。
30年度につきましても、数件販売しておりますが、売り払い、登記移転が終わったものにつきましては、2区画でございます。

議 長 よろしいですか。
そのほか、ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。
お諮りします。
本案については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第22号は、産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長 日程第24、議案第23号「平成30年度久万高原町立病院事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

（和田病院事業等統括事務長を指名）

和田事務長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした
と思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第23号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長 日程第25、議案第24号「平成30年度久万高原町立老人保健施設事業会計補正予算(第2号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(和田病院事業等統括事務長を指名)

和田事務長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした
いと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決
定をいたしました。

ここで、昼食のため、休憩にしたいと思います。

なお、午後は1時からであります、5分間だけ教育委員会からのタブレッ
トの研修を行いたいと思います。

本会議は、1時5分から開始をしたいと思いますので、よろしくお願いをい
たします。

それでは、暫時休憩をいたします。 (午前11時49分)

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続きまして、会議を開きたいと思います。

(午後 1時06分)

議 長 日程第26、議案第25号「平成31年度久万高原町一般会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 議案第25号「平成31年度久万高原町一般会計予算」。

平成31年度久万高原町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ93億5,126万9,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は10億円と定める。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等、及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

平成31年3月7日提出 久万高原町長。

次ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算。

歳入。1款1項徴税費、2億5,502万1,000円、2項固定資産税、5億600万5,000円、3項軽自動車税、3,269万5,000円、4項町たばこ税、3,864万円、5項特別土地保有税1,000円、6項入湯税、75万円。

2款1項地方揮発油譲与税、2,250万円。2項自動車重量譲与税、5,000万円。

3款1項利子割交付金、100万円。

4款1項配当割交付金、200万円。

5款1項株式等譲渡所得割交付金、200万円。

6款1項地方消費税交付金、1億5,900万円。

7款1項ゴルフ場利用税交付金、1,500万円。

次ページをお願いします。

8款1項自動車取得税交付金、1,300万円。

9款1項地方特例交付金、120万円。

10款1項地方交付税、42億9,000万円。

11款1項交通安全対策特別交付金、140万円。

12款1項分担金、341万5,000円、2項負担金、6,291万2,000円。

13款1項使用料、1億1,526万2,000円、2項手数料、3,773万5,000円。

14款1項国庫負担金、3億3,309万8,000円、2項国庫補助金、3億355万1,000円、3項委託金、217万6,000円。

15款1項県負担金、1億9,571万1,000円。

次ページ。

2項県補助金、3億7,230万1,000円、3項委託金、4,128万8,000円。

16款1項財産運用収入、3,284万4,000円、2項財産売払収入、789万3,000円。

17款1項寄附金、564万円。

18款1項特別会計繰入金、339万1,000円、2項基金繰入金、9億302万3,000円。

19款1項繰越金、1億円。

20款1項延滞金加算金及び科料、6万2,000円、2項町預金利子、50万円、3項貸付金元利収入、889万4,000円、4項雑入、9,134万1,000円、5項受託収入、812万円。

21款1項町債、13億3,190万円。

歳入合計、93億5,126万9,000円。

次ページをお願いします。

歳出です。

1款1項議会費、7,236万5,000円。

2款1項総務管理費、15億7,293万円、2項徴税费、7,205万4,000円、3項戸籍住民基本台帳費、4,696万1,000円、4項選挙費、2,499万円、5項統計調査費、376万1,000円、6項監査委員費、132万2,000円。

3款1項社会福祉費、15億2,259万4,000円、2項児童福祉費、2億3,461万3,000円、3項災害救助費、40万円。

4款1項保健衛生費、7億9,588万9,000円、2項清掃費、4億2,618万6,000円。

6款1項農業費、4億4,362万2,000円、2項林業費、4億1,764万6,000円。

7款1項商工費、2億1,819万3,000円。

8款1項土木管理費、4,847万円、2項道路橋梁費1億5,945万4,000円、3項河川費、809万円、4項都市計画費、2億6,662万1,000円、5項住宅費、7,767万円。

9款1項消防費、7億8,854万円。

10款1項教育総務費、3億1,870万8,000円、2項小学校費、1億2,796万7,000円。3項中学校費、7,271万3,000円、4項幼稚園費、1億2,906万3,000円、5項社会教育費、1億6,28

5万5,000円、6項保健体育費、1億3,935万5,000円。

11款1項農林水産施設災害復旧費、1億6,891万円、2項公共土木施設災害復旧費、1億1,730万円。

12款公債費、次のページをお願いします。

1項公債費、9億2,002万7,000円。

14款1項予備費、1,000万円。

歳出合計、93億5,126万9,000円となります。

7ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為。まず、事項ですが、公共施設マネジメントシステム個別計画策定支援業務。期間は平成31年度から32年度まで。限度額は、495万8,000円です。

第3表地方債。

起債の目的。

1. 合併特例債、限度額5億7,770万円。

2. 過疎対策事業債、2億1,650万円。

3. 辺地対策事業債、3,190万円。

4. 緊急防災減災事業債、2億7,300万円。

5. 臨時財政対策債、1億5,000万円。

6. 災害復旧事業債、8,280万円。

合計、13億3,190万円です。

起債の方法、利率、償還の方法は、お目通しください。

それでは、内容につきましては、議案概要書で説明をいたします。

議案概要書の25ページをお願いいたします。

歳出、歳入の順番で御説明をいたしますが、本来でありますと、全て読み上げるところですけれども、主なものについてのみの説明とさせていただきます。

歳出ですが、1款1項1目議会費、7,236万5,000円です。

2款1項1目一般管理費、6億487万6,000円。

2款1項2目文書広報費、492万7,000円。

2款1項3目財政管理費、1,828万1,000円。主なものとしては、一番下、財政調整基金等の基金を1,200万4,000円、積み立てをいた

します。

2款1項4目会計管理費、23万4,000円。

2款1項5目財産管理費、4,918万2,000円。

2款1項6目企画費、4億1,720万円。

次ページをお願いいたします。

次ページの上から3つ目、情報通信基盤整備事業補助金を4億円、計上をいたします。

2款1項7目面河支所費、289万3,000円。

2款1項8目美川支所費、716万7,000円。

同じく9目柳谷支所費、4,652万8,000円。

2つ目、旧柳谷支所の解体工事として4,300万円を計上いたします。

10目自治振興費、9,215万9,000円。主なものは、上から3つ目、集落支援事業に要する費用として、1,449万1,000円。一つ飛ばしまして、地域おこし協力隊員に要する費用として、4,653万3,000円を計上いたします。

11目電算処理費、3,605万3,000円。

12目交通安全対策費、879万円。下の段ですが、交通安全推進協会への負担金、530万円が主なものです。

13目防犯対策費、746万円。久万高原地区防犯協会への負担金、699万円を計上いたしております。

14目生活路線バス費、5,210万8,000円。地域交通協議会や、柳谷代替バス、久万落出代替バス運行及び面河地区における空白地輸送運送事業に要する費用として、3,206万1,000円計上いたしております。

27ページをお願いします。

一番上段ですが、生活路線バス維持確保のための伊予鉄南予バスへの補助金、1,904万4,000円計上をいたしております。

15目会館費、3,304万円。下段ですが、町民館改修工事の設計委託料1,107万6,000円を計上いたしております。

16目情報通信費、7,272万2,000円。

17目美術館費、3,868万5,000円。自主企画展「空間に線を引く

彫刻とデッサン」の開催に要する費用、683万3,000円

18目山岳博物館費、2,557万8,000円。

19目天体観測館費、2,065万1,000円。

20目定住促進費、2,705万5,000円。下から2つ目、移住促進に係る住環境整備支援事業補助金、1,480万円。

次のページをお願いします。

21目情報通信基盤事業促進費、707万2,000円。本年度新たに目を新設をいたしました。

一つ飛ばしまして、2項1目税務総務費、5,233万円。

2目賦課徴収費、1,972万4,000円。

上から2つ目ですが、平成33年度の評価がえに係る鑑定評価業務の委託料、743万1,000円。

3項1目戸籍住民基本台帳費、4,696万1,000円。

4項3目参議院議員通常選挙費、1,572万5,000円。

4目愛媛県議会議員選挙費、880万円。

それから、29ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費、3億353万5,000円。主なものは、上から2つ目、民生児童委員の活動費、1,084万9,000円。福祉バス運行業務委託料、597万7,000円、社会福祉協議会の事務局や、専門員に要する費用、補助金として8,011万2,000円。国民健康保険事業特別会計繰出金、9,750万1,000円。

2目高齢者福祉費、7億1,943万2,000円。おもご高齢者生活支援ハウス管理に要する経費、1,083万7,000円、高齢者緊急通報体制整備事業、配食サービス事業等に、1,459万円。後期高齢者医療給付費負担金、1億9,611万7,000円、後期高齢者医療健康診査費負担金、736万5,000円、町外の老人ホームへの老人保護措置費負担金3,360万円、特別養護老人ホーム久万の里の償還金負担金1,615万5,000円、敬老事業や老人クラブ育成事業への補助金、554万円。

3つ飛ばしまして、後期高齢者医療保険事業特別会計繰出金7,500万円。

介護保険事業特別会計繰出金2億9,235万6,000円。老人保健施設

事業会計繰出金 5, 376万6, 000円。

3目障害者福祉費、3億6, 451万円。一番上、人工透析患者等の移動支援に要する経費、1, 016万2, 000円。一つ飛ばしまして、人工透析等の障害者自立支援医療費を、657万2, 000円。

下から3つ目、重度心身障害者医療費助成金を、5, 160万円。障害者福祉サービス給付費を、2億7, 333万6, 000円。

次ページ、お願いします。

5目の隣保館費、674万6, 000円。

7目のささゆり荘総務費、8, 947万5, 000円。

8目ささゆり荘施設費、3, 689万9, 000円。

2項1目児童福祉総務費、3, 067万9, 000円です。一番下、子供医療費を、2, 148万円です。

2項2目児童措置費7, 062万円。

3目母子父子福祉費、544万2, 000円。

4目児童福祉施設費、1億2, 787万2, 000円。

上から2つ目、放課後児童健全育成事業業務委託料、1, 150万1, 000円、地域子育て支援センター拠点事業業務委託料、1, 328万7, 000円、久万こども園施設型給付費負担金、9, 274万円。

次ページをお願いします。

4款1項1目保健衛生総務費、6億759万7, 000円です。母子保健事業に要する経費1, 018万円、上浮穴郡救急医療在宅当番医制度業務委託料で、768万8, 000円、簡易水道事業特別会計3億4, 928万5, 000円、浄化槽事業特別会計繰出金2, 435万円、国民健康保険診療所事業特別会計繰出金1, 883万6, 000円、病院事業会計繰出金1億9, 247万2, 000円。

2目予防費、3, 216万1, 000円。

3目環境衛生費、5, 451万1, 000円。

4目保健事業費、9, 874万5, 000円。

3つ目、住民健診に要する費用2, 288万円。

4款2項1目清掃総務費、5, 369万4, 000円。

2目塵芥処理費、8,060万2,000円。下から2つ目、可燃ごみ、粗大ごみの処分業務委託料6,043万円、不燃物の処理業務委託料544万4,000円。

次ページです。

3目し尿処理費、4,853万6,000円です。

4目資源ごみ収集処理費、1,785万4,000円。

5目環境衛生センター整備事業費、2億2,550万円。主なものは、ごみ焼却施設解体撤去工事、2億2,000万円。

6款1項1目農業委員会費、2,086万4,000円。

2目農業総務費、4,712万6,000円。

3目農業振興費、1億7,625万1,000円。上から3つ目、社団法人久万高原農業公社負担金、2,148万円。中山間地域等直接支払交付金4,911万8,000円。産地の育成強化を目的に、農産物産地化支援事業補助金700万円。

3つ飛ばしまして、久万農業公園研修生研修補助金1,476万円。一つ飛ばして、農業公園研修修了者が新規就労の際、農業機械、施設の整備に要する費用として、農業機械施設整備補助金2,000万円、国補助事業を活用して、農業経営の安定と生産力の確保を目的に、経営所得安定対策事業補助金622万円。上から2つ目、国補助事業を活用して、就農初期段階の青年就農者に対して、農業次世代人材投資事業補助金を2,100万円。一つ飛ばして、国補助事業を活用して、農村環境保全向上活動支援事業交付金950万4,000円。

4目畜産費、1,750万3,000円。

5目農地費1億7,519万9,000円。3つ目ですが、槇の川水路ほか2カ所の測量設計委託料700万円。3つ飛ばしまして、県営農地整備事業負担金765万円、農業集落排水事業特別会計繰出金1億2,716万2,000円。

6目ですが、地域資源活用総合交流促進施設事業費668万2,000円。

2項1目林業総務費、5,568万9,000円。

2目林業振興費、2億1,728万8,000円。

次ページ、上から2つ目ですが、国補助事業を活用して、林業成長産業化地域創出モデル事業業務委託料、1,000万円、県補助事業を活用して、林業技術者の育成や、高性能林業機械レンタル助成事業等に対して、森林整備担い手確保育成対策事業補助金、3,674万4,000円、イノシシやサル、シカ等の有害鳥獣捕獲事業や、捕獲隊等育成事業、箱わな整備等の補助金、886万9,000円。木造住宅支援事業補助金、700万円、国補助事業を活用して、自伐林家が行う間伐や、林内作業道開設等の森林整備、原木流通支援に対して、美しい森づくり基盤整備交付金事業補助金、9,183万2,000円、個人林家等の林業機械導入に対する林業経営支援補助金、1,500万円、再造林下刈り事業補助金856万7,000円、県補助事業を活用して、森林組合等が行う施業集約化促進や、集約化に向けた条件整備に対して、森林整備地域活動支援交付金、2,675万円。

3目林業土木費、1億3,851万9,000円。2つ目、林道路面整備や、崩土除去に要する費用500万円、未登記林道の測量設計業務委託料、1,500万円、国庫補助事業を活用して、林道城山線外1路線の開設工事、6,000万円、県補助事業を活用して、林道菊ヶ森線の改良工事、800万円。一つ飛ばしまして、草刈りや側溝の管理等の林道維持管理補助金を1,336万5,000円、県営森林基幹道、長崎明神山線開設工事負担金、1,500万円。4目町有林事業、615万円。

7款1項1目商工総務費、1億582万8,000円。一つ飛ばして、まちなか交流館の運営経費、978万9,000円。商工会振興事業費補助金、600万円。

次ページをお願いします。

2つ目、産業振興支援事業補助金、600万円。一つ飛ばして、中小企業振興資金融資制度に基づき、中小企業振興資金預託金を700万円。

2目観光費、1億1,236万5,000円。中どころですけれども、納涼まつりやふるさとまつり、産業まつりのイベント業務委託料940万円、ふるさと旅行村やおもごふるさとの駅等の観光施設の指定管理料、560万円。一つ飛ばして、国補助金を財源として、株式会社ソラヤマいしづち運営費負担金1,000万円。一つ飛ばして、国庫補助金を財源として、ソラヤマいしづち

地域整備費整備補助事業補助金、2,000万円でございます。

続いて、8款1項1目土木総務費、4,847万円。2つ目、町道測量登記事業等の業務委託料、1,000万円。道路台帳補正業務、803万円。

次のページです。

国補助事業を活用して、木造住宅の耐震診断や改修設計、改修工事等に要する補助金、564万円。

2項1目道路橋梁総務費、2,505万2,000円。

2目道路維持費、3,660万円。2つ目、町道の路面整備等作業業務の委託料800万円。

3目道路新設改良費、6,770万2,000円。国補助事業を活用して、町道大坊公園線、及び町道市口線改良工事4,000万円、県営道路改良事業負担金を2,770万2,000円。

4目橋梁維持費、3,010万円。国補助事業を活用して、橋梁点検の業務委託料、1,600万円。国補助事業を活用して、橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託料、1,400万円。

3項1目河川総務費、809万円。

4項1目都市計画総務費、2億6,662万1,000円。国補助事業を活用して、久万公園整備工事や、町道大坊線ほか1路線の改良工事、久万美術館管理道舗装工事、9,025万円、公共下水道事業特別会計繰出金、1億7,488万5,000円。

5項1目住宅管理費、7,767万円。一番下、国補助事業を活用して、落出団地改修補修工事、4,500万円。

次ページをお願いします。

9款1項1日常備消防費、3億594万4,000円。

2目非常備消防費、5,975万9,000円。

3目消防施設費、604万1,000円。

4目災害対策費、4億1,679万6,000円。2つ目、防災情報伝達システム整備工事に3億8,050万円。

10款1項2目事務局費、3億798万1,000円。3つ目ですが、上浮穴高等学校寮建築工事、2億円。上浮穴高等学校振興対策協議会へ、遠距離通

学や町ふるさと奨学金、海外林業研修費等の補助金、2,357万5,000円。

3目海外青年招致事業費、914万3,000円。

2項1目小学校管理費、6,157万7,000円。

次ページをお願いします。

2目小学校教育振興費、6,639万円。3つ目です。教育用コンピューターの保守管理や、学習用タブレット等のリース料3,779万1,000円。

3項1目中学校管理費、1,953万4,000円。

2目中学校教育振興費、4,319万9,000円。教育用コンピューターの保守管理や、学習用タブレット等のリース料、993万7,000円。久万中学校区、美川中学校区の代替バス借上料786万3,000円。遠距離通学補助金829万円。

3目寄宿舍費、998万円。

4項1目幼稚園費、1億2,906万3,000円。

5項1目社会教育総務費、7,599万6,000円。

5項2目公民館費、3,482万3,000円。公民館町支出の報酬や費用弁償、883万2,000円。

次ページをお願いします。

2つ目、公民館27分館の指定管理料、1,425万6,000円。

3目図書館費、3,031万円。

4目文化財保護費、2,172万6,000円。2つ目、国補助事業を活用して、上黒岩岩陰遺跡整備基本計画の策定や、世界文化遺産登録を目指して、大寶寺から岩屋寺間の遍路道地形図作成等に要する経費、1,706万円。

6項1目保健体育総務費、1,533万1,000円。2つ目、園児、児童、生徒や、教職員の健康診断等学校保健に要する費用、713万4,000円。

2目体育施設費、2,810万3,000円。

3目学校給食費、9,592万1,000円。久万学校給食センターの管理運営費、5,763万円。美川給食センターの管理運営費、3,242万8,000円。

次ページをお願いします。

1 1 款 1 項 2 目 林業用施設災害復旧費、1 億 6, 6 4 1 万円。平成 3 0 年 7 月豪雨による林道向山線の災害復旧工事として、1 億 2, 0 8 1 万円。平成 3 0 年度台風 2 4 号による林道トロメキ稲村線ほか 3 路線の災害復旧工事、4, 3 1 0 万円。

2 項 1 目 公共土木施設災害復旧費、1 億 1, 7 3 0 万円。平成 3 0 年 7 月豪雨による宮の脇川ほか 8 河川、及び町道仲組永子線の災害復旧工事、9, 2 0 0 万円。平成 3 0 年台風 2 4 号による風呂川ほか 3 河川及び町道由良野線の災害復旧工事、2, 2 8 0 万円。

1 2 款 1 項 1 目 元金、8 億 4, 8 3 2 万 6, 0 0 0 円。

1 2 款 1 項 2 目 利子、5, 3 7 0 万 1, 0 0 0 円。

次ページをお願いいたします。

続いて、歳入の主なものを御説明いたします。

1 款 徴税、8 億 3, 3 1 1 万 2, 0 0 0 円。町民税、2 億 5, 5 0 2 万 1, 0 0 0 円、固定資産税、5 億 6 0 0 万 5, 0 0 0 円、軽自動車税、3, 2 6 9 万 5, 0 0 0 円、町たばこ税 3, 8 6 4 万円。

1 0 款 地方交付税、4 2 億 9, 0 0 0 万円。

1 2 款 分担金及び負担金、6, 6 3 2 万 7, 0 0 0 円。2 つ目、老人保護措置費や配食サービス事業費等の高齢者福祉費負担金、3, 4 5 1 万 1, 0 0 0 円。一般廃棄物処理施設の撤去に関する内子町の負担金、2, 8 1 6 万 9, 0 0 0 円。

1 3 款 使用料及び手数料、1 億 5, 2 9 9 万 7, 0 0 0 円。美術館や山岳博物館、天体観測館の入館料、5 1 6 万円。2 つ飛ばしまして、四国カルスト牧場放牧預託料 6 0 0 万円。2 つ飛ばして、町営住宅使用料、8, 9 6 4 万 7, 0 0 0 円。2 つ飛ばして、税務や、住民戸籍に関する証明や、交付等の手数料 7 4 6 万 8, 0 0 0 円。し尿処理手数料 1, 5 0 0 万 2, 0 0 0 円、指定ごみ袋販売手数料 1, 4 4 8 万円。

1 4 款 国庫支出金、6 億 3, 8 8 2 万 5, 0 0 0 円。国民健康保険基盤安定事業国庫負担金、1, 1 0 6 万 2, 0 0 0 円。低所得者介護保険料軽減国庫負担金、6 3 5 万 6, 0 0 0 円。障害者介護給付費負担金や、障害者医療費負担金等の障害者福祉費国庫負担金、1 億 4, 2 6 7 万 9, 0 0 0 円。児童手当に

係る児童措置費国庫負担金、4,834万円。

次ページをお願いします。

久万こども園等の運営に係る児童福祉施設費国庫負担金、4,794万7,000円。平成30年7月豪雨及び台風24号災害復旧に係る公共土木施設災害復旧費国庫負担金、6,757万1,000円。地方創生推進交付金、1,907万2,000円。一つ飛ばして、子ども・子育て支援交付金1,055万3,000円。2つ飛ばして、ごみ焼却施設解体撤去工事に伴う循環型社会形成推進交付金、7,330万円。森林の除間伐や作業道開設等、森林整備のための美しい森づくり基盤整備交付金、6,914万8,000円。民間木造住宅や、落出団地の耐震改修工事や、町道改良、町道橋梁点検等に社会資本整備総合交付金事業国庫補助金、7,398万円。久万公園整備工事や、町道改良工事等に、都市再生整備計画事業費国庫補助金、3,610万円。一つ飛ばして、埋蔵文化財調査事業費国庫補助金、853万4,000円。

15款県支出金、6億930万円、国民健康保険基盤安定事業県負担金や後期高齢者医療保険基盤安定事業県負担金、9,055万6,000円。一つ飛ばして、障害者介護給付費負担金や、障害者医療費負担金の障害者福祉費県負担金。7,145万6,000円。児童手当に係る児童措置費県負担金1,114万円、久万こども園等の運営に係る児童福祉施設費県負担金、1,927万8,000円。新ふるさとづくり総合支援事業県補助金、562万9,000円。環境衛生センター等の費用に充てるため、電源立地地域対策交付金、2,052万円。

次ページをお願いします。

民生児童委員活動実施費用弁償や、地域自殺対策事業費補助金等の社会福祉総務費県補助金、512万2,000円、重度心身障害者医療費や、地域生活支援事業費等の障害者福祉費県補助金、1,949万6,000円。

2つ飛ばして、子ども・子育て支援事業費補助金等の児童福祉費県補助金、1,180万7,000円。

一つ飛ばしまして、新規就農総合支援事業県補助金、2,106万円。中山間地域等直接支払県交付金、3,683万8,000円。経営所得安定対策事業費県補助金、530万円。農村環境保全向上活動支援事業費県補助金、72

8万7,000円。

3つ飛ばしまして、森林整備担い手確保育成対策事業県補助金、1,847万2,000円、森林整備地域活動支援交付金県補助金、2,206万2,000円。一つ飛ばしまして、林業成長産業化地域創出モデル事業県補助金1,000万円。林道開設改良等事業に、林業土木費県補助金、3,400万円。

2つ飛ばしまして、上浮穴高等学校寮整備に、公共施設木材利用推進事業県補助金を800万円。平成30年7月豪雨及び台風24号災害復旧に係る林道用施設災害復旧費県補助金、1億712万8,000円。

一つ飛ばしまして、参議院議員通常選挙委託金、1,572万5,000円。愛媛県議会議員選挙県委託金、880万円。一つ飛ばして、県税収納事務委託金、927万3,000円。

16款財産収入ですが、4,073万7,000円です。土地や建物等の町有財産の貸付収入、2,155万2,000円。基金の利子や株式の配当金、1,129万2,000円、町有林の間伐収入等、784万3,000円。

44ページです。

17款寄附金、564万円。

18款繰入金、9億641万4,000円。上から2つ目、財政調整基金繰入金、4億6,400万円。まちづくり地域振興基金繰入金、6,670万円、環境保全基金繰入金、1億2,400万円。農林業担い手育成確保対策事業地域振興基金繰入金、3,688万円。肉用牛産地強化支援事業基金繰入金、576万円。

一番下ですが、防災減債基金繰入金、1億9,529万円。

19款繰越金は、1億円です。

20款諸収入、1億891万7,000円。中小企業保障預託金収入700万円、学校給食費収入3,030万8,000円。古味岩川線及び久万落出線代替バスの旅客運賃収入、691万2,000円、市町交付金基金交付金1,117万円、重度心身障害者高額医療費払戻金1,080万円。

一つ飛びまして、市町振興協会や、愛媛農林漁業振興機構等からの財団等助成金、1,516万円。一番下、後期高齢者医療広域連合受託事業収入、765万7,000円。

21款町債ですが、13億3,190万円。情報通信基盤整備や、県営道路事業負担金、都市再生整備事業、都市再生整備計画事業、上浮穴高等学校の寮の建設事業に、合併特例債を5億7,770万円。

町道整備事業に、過疎債を1,560万円、林道開設改良事業に、過疎債を1,760万円。

次ページをお願いします。

基幹農道整備事業負担金に対して、過疎債を710万円。2つ飛びますが、病院事業会計が行う医療機器整備事業や、老人保健施設が行う厨房設備整備事業の繰出金に、過疎債を3,780万円。自治会活動助成や、子ども医療費助成、生活通学交通対策、上浮穴高校振興対策事業等のソフト事業に過疎債を、1億3,240万円。林道開設事業や、県営事業開設事業負担金、道路改良事業に、辺地対策事業債を3,190万円。防災減災伝達システム整備事業に対して、緊急防災減災事業債を2億7,300万円。国の地方財政対策の動向を踏まえまして、臨時財政対策債を1億5,000万円。平成30年7月豪雨及び台風24号災害復旧事業に対して、補助災害復旧事業債を8,280万円、計上いたしております。

なお、2款から11款、10款は除きますけれども、この間の地方譲与税や各種交付金は、前年度の実績等を考慮して、総額2億6,710万円を計上をいたしております。

以上で、説明を終わります。

議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

議案概要書をお出してください。

議案概要書で、ページを追って、款ごとの質疑を行います。

まず、歳入から行います。

歳入について、議案概要書41ページをおあけください。

41ページ上段、1款徴税から入ります。

徴税について、質疑をされる方はおいでませんか。

(なしの声)

議 長 1 0 款地方交付税。

(なしの声)

議 長 1 2 款分担金及び負担金。

(なしの声)

議 長 1 3 款使用料及び手数料。

(なしの声)

議 長 1 4 款国庫支出金。

(なしの声)

議 長 4 2 ページ。
1 5 款県支出金。

(なしの声)

議 長 4 3 ページ。
1 6 款財産収入。

(なしの声)

議 長 4 4 ページ。
1 7 款寄附金。

(なしの声)

議長 18 款繰入金。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 防災減債基金の繰入金が、どういった事業の範囲まで活用できるのかお聞きしたいのと、残高もお示しいただきたいと思います。

議長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 岡部議員の御質問にお答えをいたします。

防災減債基金を設置する際にも、御説明させていただきましたけれども、現在、予定しております事業は、防災行政無線の整備ですね。それから、防災行政無線の屋内個別受信機の整備、それから面河支所、それから柳谷支所の耐震と、それから解体に係る部分、それから町民館の耐震、それらを想定をいたしております。

現在の基金の残高でございますが、30 年度末現在の見込みで、6 億 8, 876 万 3, 000 円でございます。

議長 19 款繰越金。

(なしの声)

議長 20 款諸収入。

(なしの声)

議長 21 款町債。

45ページにわたりますが、ありませんか。

(なしの声)

議長 歳入を終わります。
続いて、歳出。25ページをおあげください。
1款議会費。
それぞれ款でいきますから。

(なしの声)

議長 25ページ、2款。

(中野克仁議員を指名)

中野議員 2款1項3目、ここにも2つ、業務委託料、それから1項6目にも、また業務委託料、それから4つですかね、6目で。これは、前にも指摘はしておるんですけれども、どうしても職員ではできない業務なんでしょうか。

議長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 中野議員の御質問にお答えいたします。
この業務委託につきましては、予算の審議のたびに御指摘をいただいておりますし、本年度も当初予算の編成の段階で、業務委託料については、職員でできる部分は極力職員でやる、そういったところの観点から、精査をしております。
今回、総務課の分につきましても、どうしても専門的な知識が必要な分野、あるいは技術的なところ、それから委託をすることによって、業務が効率よく進む部分、そういったところをしっかりと検討をして、その上で今回も計上をさせていただいております。

議 長 (中野克仁議員を指名)

中野議員 私が特に思うのは、1項3目の公共施設個別計画マネジメントシステム構築業務委託料というふうなことを書いておりますけれども、これは、前から言っております、公共施設のこれからの管理について、計画を立てると言われておりましたが、それに関連するものではないかと思うんですけれども、その認識でよろしいですか。

議 長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 中野議員の御質問にお答えします。
個別計画策定のための費用でございます。

議 長 (中野克仁議員を指名)

中野議員 数年前にやったときも、コンサルを使って、軽いのをつくりましたが、あのときも結構、500万ぐらい使って、また、再度計画を、今回、練り直さんといかんような事態にしかならなかった実績があるんですが、マネジメントシステムまでつくらんといかんですかね。この建物に対して、この施設に関して、どうするというのは、町のほうできちっとしたものをつくったので、システムが必要なんでしょうか、どうですか。

議 長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 中野議員の御質問にお答えします。
個別計画の策定、その後のマネジメントというところがございますので、今回、各施設ごと個別でつくった後の、その後のマネジメントをしていく上で、システム化をして、複数年個別的に見るといふところと、各施設を輪切りにして、年度ごとで見えていくとか、そういったさまざまな分析、あるいは今後の活

用といったところで、これはシステム化をすることのほうが効率化が図れるというふうに考えております。

議長 中野議員の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書きの規定によりまして、特に発言を許します。

中野議員 意識の違いかもしれませんが、もうこの時期になって、数年にわたってとか、何とかいうふうな悠長なことを言いよったら、いかん施設もあると思うんですよ。さっさと残す、残さない、売る、のける、そのことだけ決めて、それに基づいて、毎年の予算を決める方向によってやったらいいだけであって、一々システムなんかにおち込んで、やりよる間はないんじゃないですかね。

そういうふうな観点で、本当にこのお金が要るかどうか、本当に精査されておるかどうか、僕はすごく不審に思うんですが。

もう4回目になつとるし、時間もあれですので、これの件については、来週の総務のほうの常任委員会でも、きちっと突き詰めて議論していただきたいと思います。

それで質問を終わります。

議長 そのほか、ありませんか。

(大原貴明議員を指名)

大原議員 2款1項10目自治振興費の中の地域おこし協力隊員に関する費用について、お尋ねします。

来年度、めでたくと申しましょうか、1名満期で退任される方がいらっしやると思いますけれども、来年度に向けて、新規に採用されるであつたりとか、今後、来年度に向けて地域おこし協力隊員の採用計画、あるいはどこでやるとか、そういう計画がありましたら、本日お答えいただいてもいいですし、あした委員会に提出でもいいんですけれども、お答えいただきたいと思います。

議 長 (大野ふるさと創生課長を指名)

大野課長 大原議員の質問にお答えいたします。

来年度におきましては、13名の地域おこし協力隊員に、本町で活躍をいただく予定です。現在、7名がおりますが、来年度、新たに6名を募集をしております。内訳としましては、町立病院の関係が2名、それと天空の郷さんさんが1名、山岳博物館1名、観光協会1名、アグリピアが1名ということです。

この中で、山岳博物館とさんさんにつきましては内定いたしまして、4月から早速来ていただく予定となっております。

以上です。

議 長 (大原貴明議員を指名)

大原議員 さんさん、博物館、アグリピア等、観光施設あたりは、よくわかるんですけども、病院2名というのは、どのような目的で採用されるおつもりなのか、お伺いいたします。

議 長 (大野ふるさと創生課長を指名)

大野課長 大原議員の質問にお答えいたします。

病院につきましては、コミュニティナースといいまして、病院外に出かけて行って、いろいろと健康に関する相談に乗ったりというふうな活動をなさる方です。

以上です。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 2款1項10目のふるさと納税に要する費用を計上されております。さきの答弁でも、町長のほうから、地元産品を大いに活用したいというふうなお話もございましたが、当然のことながら、納税に要する費用の中には、返戻品も入

っているかと思いますが、特に地元産品をどのように活用されて、あるいはこういうことを利用してPRをされているのか、内容についてお聞きをしたいと思います。

議長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 まず、これまで通常やっております、ふるさと納税に対しましての返品は、国のほうでも基準が設けられておりますように、3割以内ということで、これまでのあり方は、当然、地元産のものを詰め合わせて、返品として寄附のあった方にお送りをしてございます。

それ以外に、今年度、10月からさとふるを、運用を開始いたしました。これは、納税サイトを使ってですけれども、現在までに144件、金額にいたしまして187万5,000円の寄附がございました。ほぼほぼ、当初の目的に達成できるのかなというところでございます。

これにつきましては、このふるさと納税さとふるは、御存じの方も多いと思いますが、納税者みずからが返品を選択いただくというところで、当然のことながら、本町の特産品でありますトマトとか、果物とか、お米とか、そういったものを品数としてそろえて、選んでいただいておりますので、そういうところにも、新たに今回取り組みをして、成果が上がっておりますけれども、まだまだ商品開発をして、取り組んでいきたいというふうに思います。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今、さとふるを利用という話がありましたけれども、このさとふるを利用するようになってから、利用する前と比較すると、どの程度アップされているのか、教えてください。

議長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 それでは、岡部議員の御質問にお答えをいたします。

平成29年度のこれまでの通常のふるさと納税でいきますと、納付額が380万円でした。それが現在のところ、約550万円でございますので、さとふる分がアップしていると、さとふるによる納税サイトの寄附額が、効果としてアップしているというところで、これまでどおりのふるさと納税につきましては、本年度も、現在のところ360万円程度、寄附がございまして、効果は出ているというふうに認識しております。

議長

よろしいですか。

それでは、ここで暫時休憩いたします。 (午後 2時08分)

(休憩)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午後 2時16分)

26ページまで終わりましたので、2款総務費、27ページ。

(中野克仁議員を指名)

中野議員

ここに入るかどうかわからんですけども、情報通信費の中に、ゆりナビの維持管理は入っておりますか。

議長

(佐藤総務課長を指名)

佐藤課長

中野議員の御質問にお答えをいたします。

ゆりナビの維持管理はありますけれども、16目のところでは、ない部分で計上をいたしております。

済みません、時間をおかけして。

6目の企画費のところでは計上をいたしております。

議長

(中野克仁議員を指名)

中野課長

これ、でき上がったとき、私は非常に画期的で、有効な活用ができると期待して、今でも見よるんですが、非常にアップされる情報量が少ない。

防災のところでは、去年の大雨とか、台風とか、そういうときの情報が少しも入ってこなかったと思うんですが。僕のスマホに入ってこんかっただけやったらいいんですけども、私には入っておりませんでした。

それで、せっかくこういうものをつくって、ある程度のお金もかけとるんだったら、有効に利用せんといかんという意味では、非常に無駄遣いで、使えばなしというふうな状況に陥っておると思うんです。

それと、次に美術館費や山岳博物館費、天体観測費というふうなのが並んでおりますが、ふるさと創生課だったと思うんですけども、課長のお話の中では、町民の利用も、もっと進めていきたいというふうなお話も、今まで聞いておるんですけども、そういうところで、しっかりとゆりナビを使って、町民の皆様への周知をする。

例えば、天体観測館であれば、何とか流星群が来るとか、スーパームーンが見えるとか、そういうふうな情報もして、そこでこういうふうなときには、天体観測館が使えるんですよとかいうふうな情報も、しっかりと、各担当がさっさとアップして、町民にそういうのを投げかけていけば、ゆりナビで見て、こんなんがあるんだ。うちの町にもこんな施設、私らも行かんといかんとかいうふうなことから始まって、防災に対しても、意識がもっと高まるとか、いうふうな一つのアイテムなんですから、せっかくかけたお金やったら、しっかりと使っていかと、もう無駄遣いになると思うんですけども、その辺はどうか。

議 長

(佐藤総務課長を指名)

佐藤課長

中野議員の御質問にお答えいたします。

このゆりナビの構築というのは、中野議員が今、御指摘いただいたとおりの目的で行っています。

この1年間やりまして、私もこれは、私の力不足で、中野議員御指摘のとおりで、私自身も情報の更新のところ、これはホームページもいえることでござ

いますが、課題として受けとめております。

31年度、4月からは、この更新のあり方を見直そうということで、今、具体的に検討をしております。

今は各担当の責任でということにしていますけれども、そうすると、どうしても担当同士で温度差があるのも事実ですので、そういったところも踏まえて、中野議員の御指摘、真摯に受けとめて、4月からしっかりと対応していきたいというふうに思います。

議長 (中野克仁議員を指名)

中野議員 その点は、そのように進めていただきたいと思います。

別ですけれども、今度は1項16目に書いておるんですが、ペーパーレス会議システム構築業務委託料を計上されておりますが、これは、しっかりとペーパーレスを進めるという意図のもとで計上されておるのでしょうか。

議長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 中野議員の御質問にお答えいたします。

もちろん、目的は、最終的にはペーパーレス化を進めようというところで、今回、予算的には、模擬的などころの予算としてございます。

セキュリティーの問題等、情報系あるいはL G W A N系、そういったところのセキュリティーの課題等もありますので、そのあたりを見極める上での実証実験的な形で、まずは庁内スタートしたいと。それをもとに、最終的には業務の効率化、ペーパーレス化のところにも目的をしっかりとやっていきたいというふうに考えています。

議長 (中野克仁議員を指名)

中野議員 今の説明のことを達成するためには、私もそんなに詳しくはないんですけれども、807万円は要らないんじゃないかと思うんですけれども、どのような

構築業務なのか。具体的なものはお持ちですか。

議長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 中野議員の御質問にお答えいたします。

今回、先ほど申しましたように、インターネット系を活用するのか、L G W A N系を活用するのかというところも含めて、現在、予算計上しておりますのは、そういったところの課題を見極める上で、実際にこれを、システムをどの形でいくかとなると、この予算はまだまだ精査して、経費を下げっていく努力は必要だというふうに思います。

議長 そのほか、ありませんか。

(なしの声)

議長 27ページを終わります。
28ページ、ありませんか。

(なしの声)

議長 29ページ。3款民生費。

(なしの声)

議長 30ページ。

(なしの声)

議長 31ページ。民生費と衛生費。

(なしの声)

議長 32 ページ。6 款農林水産業費。

(なしの声)

議長 33 ページ。

(なしの声)

議長 34 ページ。商工費も含みます。
ありませんか。

(なしの声)

議長 35 ページ。

(大原貴明議員を指名)

大原議員 観光関連事業について、お伺いをしたいんですけれども。

昨年、四国西部エリア戦略型観光サービス創出事業で、昨年の11月にソラヤマいちづちというのを設立をされました。

この事業、当初説明を受けたときに、平成32年度までの3カ年で、道の駅みかわの改修、それから面河溪、四国カルスト等の施設整備を行うという計画が出ておったと思うんですけれども、今回、これを見るに、当初予算に事業が編成されていないような感じがするんですけれども、今年度予算当初に編成をされておりますか、されてないですか、お答えいただきたいと思います。

議長 (大野ふるさと創生課長を指名)

大野課長 大原議員の質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、四国西部エリアの事業は、30年度から32年度までの3カ年間の事業です。来年度につきましては、現在のところ、ハード施設の費用については、予算計上いたしておりません。

議 長 (大原貴明議員を指名)

大原議員 この四国西部DMCについて、昨年度9月議会でも一般質問をさせていただきましたけれども。

この事業の目的ですけれども、石鎚山系をともにする4市町村が協力に連携して、観光地域を形成するという目的があったと思いますし、おのおの自治体が、さまざまな事業を推進するということが計画されておったと思うんですけれども、当然、この事業は、久万高原町の今後の観光事業に非常に大きく寄与するものだと思いますし、予算規模もそこそこ計画であったと思います。

当初予算に、残り2カ年しかないと思うんですけれども、これがいまだ計上されていないのであれば、本当に2カ年で事業が完了できるのか、計画してあったことができるのかというのは、非常に疑問視されます。

参画するほかの3自治体からも、「久万高原町さん、大丈夫」というような意見が聞かれそうな気もするんですけれども、この会社で副社長を町長は務めておられますけれども、町長は今回、当初予算に編成されていないことをどのようにお考えですか。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 さまざまな場面で、美川の道の駅のあり方等々につきましては、議論もあるところでございます。

私も、そのことは十分に承知もいたしておりますし、庁内では、このこともいろいろ検討もしておりますけれども、もう少し議員の皆様方の意見も聞きながら、一番効果的な道の駅にするためにはというところ、そのあたりが少し、議論がまだ十分でないところが見受けられました。

このことにつきましては、今回、当初予算にはあがっておりませんが、これから議員の皆様方の御意見もいただきながら、例えば補正であげていくとか、そういう手法をとりながら、今、お話がございました32年度までには、この課題につきましては、しっかりと解決をしてみたいと思っております。

面河、美川、そして柳谷、いわゆる川下と、地域のこれからの持続可能なまちづくりには欠かせない施設だと思っておりますから、大事なことは、十分に認識をいたしておりますから、繰り返しになりますけれども、急いでこのあたり、皆さんの御意見をいただきながら、また議案として上程できるように努めてまいります。

議長 (大原貴明議員を指名)

大原議員 担当課はふるさと創生課ということで、来週火曜日の産業建設常任委員会の付託になると思うんですけども、先ほど申し上げましたとおり、久万高原町の観光にとって、非常に重要な事業だと思いますので、ぜひとも産業建設常任委員会のほうで活発に御議論いただくよう、委員の皆様にもお願いをしますし、まちの皆さんも、よくこれを考えて、産業建設委員会で討議をしていただけたらと思います。

以上です。

議長 答弁はいいんですか。

そのほか、ありませんか。

(なしの声)

議長 36ページ。

(なしの声)

議長 37ページ。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 37ページの9款1項4目防災情報伝達システム整備工事、この件についてお伺いをしたいと思います。

多分、この整備工事に当たっては、プロポーザル方式を採用しているやに聞いておりますが、このプロポーザル方式の採用に至った経緯、そしてこのプロポーザルを行うことのメリットについて、御教授をお願いします。

議長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 岡部議員の御質問にお答えをいたします。

まず、このプロポーザルの選定をした経緯につきましては、御存じのように、全国的に防災行政無線の更新の時期を迎えております。他の自治体の工事への発注形態等を見ても、さまざまな方法がとられてございました。

そういった中で、指名競争入札、プロポーザルによる方法ございましたけれども、他の自治体を見まして、この方法が一番ベストではないかということで、採用をさせていただきました。

プロポーザル方式のメリットと申しますのは、通常の競争入札、指名競争入札ですと、その工事の金額のみで判断されるということがございますけれども、プロポーザルを採用いたしますと、金額は当然のことですけれども、後年度の保守のあり方でありますとか、それから、例えば今回、防災行政無線の屋外の設備をプロポーザルいたしましたけれども、その後、順を追って整備をいたします個別受信機、このあたりの単価的なところも、総合的に評価ができるというところで、総合評価の形がとれるということが、このプロポーザルの大きなメリットというふうに考えております。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 他市町の採用事例に倣ってというお言葉もありましたけれども、従前から議

論されておりますけれども、町の中に、プロポーザルにしる何にしる、それをしっかりと管理できる、そういう技術者、あるいはそれを判断ができる方がいらっしゃるというのが、非常に疑問でございます。

そういった意味で、先ほど、委託事業の件でもありましたけれども、他市町に倣ってというのは、余りにも町の主体性がないように感じますが、町の主体性があるのでしょうか、総務課長。

議 長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 岡部議員の御質問にお答えいたします。

他市町に倣ってという表現は不適切だったというふうに思います。他市町を参考に、本町として一番いい方法は何かという選択の中で、プロポーザルというところを採用したというところでございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 このプロポーザルの方式というのは、非常になじみにくい方式だろうと思います。

そういったことで、このプロポーザルの審査基準のポイント、あるいはプロポーザルの構成員、お名前は結構ですけれども、構成員についても教えてください。

議 長 (佐藤総務課長を指名)

佐藤課長 審査基準につきましては、先ほど申しましたように、本工事の価格面でありますとか、施工体制、施工協力、それから後年度の保守監理の金額、あるいはその体制、それから、工事以外の関連するところの見極めとか、そういったところ。

それから、防災行政無線ですと、この後、どういう汎用性があるのかとかといったところも、審査基準として設けてございます。

それから、あと、プロポーザルの委員につきましては、中心は役場の業者選定委員の役場職員、副町長をトップに構成をいたしておりますけれども、岡部議員の御指摘にもありましたように、専門的な知識というところで、今回は、以前にも情報通信の関係で、アドバイザーになっていただきました大学の先生に、この先生は防災行政無線も専門でございますので、その先生に入っていたいたというところで、しっかりとその専門的なところはチェックをかけさせていただいたというところで、その先生を委員として選定をさせていただきました。

議長 岡部議員の本件に関する質疑は、既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書きの規定によりまして、特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 再々にわたってこのことは申し上げておりますので。例えば、光通信の関係でも、どこかの大学の教授のお力をかりてとかいうことにはなりますが、何かにつけて、一々と遠くにいらっしゃる方の御指導を仰がなくちゃいけないのかどうかということと、もっともっとタイムラグをなくす形で、自前の審査、自前のいろんな計画ができるようにしなきゃならないんですが、いつまでこのような状態を続けるのか。もっと解消していただくような方向性を示していただくのが大事ではないかと思いますが、そのあたり、町長はどのようなお考えをお持ちでしょうか。

議長 (河野町長を指名)

町長 この防災情報伝達システムというのは、いつもいつもこれが案件としてあがってくるものではないわけで、例の国の通達を受けての、やむを得ずこれをかえていかないといけないということでもございました。

これは、今申し上げましたように、毎年起きるものではないですから、そういった、先ほど話ありましたように、特に、非常にその点に秀でていらっしゃる方、間

違いのない方で、私どもの町の様子をよくわかっている、以前からのおつき合
いもありますし、極めて公正に、そのあたり対応してくれる方でございますか
ら、事このことについては、そのようなことで御了解をいただきたいと思いま
す。

ただ、以前からもさまざまところで出ておりますけれども、例えば建設業
のコンサル料につきましては、議員の方からも御指摘があったように、私も少
しそのあたり、金額を見てもどうかなという面も実はございます。

副町長のほうでも、いろいろと県のほうとも出向いて、どなたかしっかりし
た、そのあたりを見極めできる人を、ぜひ派遣をしていただきたいというこ
とで、再三にわたって要請をし、その努力も今、傾注をいたしておりますけれ
ども、県におきましても、なかなかそういう人材がないんだということで、県
においても、そういうような状況があるようでございます。

ただ、今、御指摘のところは、これからの大きな課題であろうと思いま
すから、そのあたり、十分に胸におきながら、私どもの町で言われておりますよ
うに、その辺の見極めができるものは、将来にわたって配置をしないといけな
いと思っておりますから、そのことは課題として受けとめて、ひとつそこに向
かって努力をしておりますということで、御了解をいただければというふう
に思います。

議 長 そのほか、ありませんか。

 (中野克仁議員を指名)

中野議員 10款1項2目、これで上高の振興対策協議会へ遠距離通学の補助をして
おるわけですがけれども、上高振興ですから、上高の存続のために、生徒数を確保
するために、主に松山から通っておいでる生徒への補助金であろうかと思いま
すが、反面、町内に御両親とともに住んでおって、松山高校に通っていらっし
やる生徒さんもいらっしゃると思うんです。この方たちは、上高には直接関係
ありませんけれども、高校は松山に行かれるかもしれんけど、就職であったり
とか、将来的に地元、久万高原町に帰ってくるための、今の学業を松山で行っ

ておると。

松山におる方があがっておる生徒さんと、こっちから通っておる生徒さん、将来的にどうなるかはわかりませんが、同じように町内におる子供に対して、遠くに行きよる、親御さんの負担とかいうふうなことを考えたら、私ははかりにかけたら、余り変わらないというふうに思うので、その辺の補助については、一考する必要があるんじゃないかというふうに考えよるんですけども、御検討いただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 非公式には、そんなお話もいただいたこともございます。

ただ、このことに限っては、議員も御承知のように、上浮穴高校の振興、上浮穴高校の維持ということを目標に置いたシステムで、非常に高い評価もいただいているところでございますし、ほかの高校からも、先般、教育長から、どこかの場面でお話ありましたけれども、高知のほうからも、これはいいシステムだということで、参考にしたいということで、視察にも来られたような経緯でございます。

今のお話ですけれども、このことに限っては、今、じゃあこうしましょうというようなことが、少しこの場で、ちょっと申し上げにくいといいますか、検討をまだしておりません。少し時間をいただいて、検討をさせていただきたいと思っておりますけれども、現状においては、上浮穴高校をしっかり維持していこうという主眼が、この対策協の中にはあるということは、また御理解もいただいた上で、そのことまた考えていきたいというふうに思っております。

しばし時間をいただければと思います。

よろしく申し上げます。

議 長 (中野克仁議員を指名)

中野議員 補助という形であれ、奨学金。奨学金は多分、松山の高校に行かれたり、大学に行かれる方にも支給されると思いますので、いろんな形、どんな形でもい

いので、そういうふうなところにちょっとでも考えをめぐらせていただけるようにしていただきたいと思います。

それと別件ですが、次の外国青年招致事業費。これ、外国人の青年が我が町で子供たちと触れ合って、英語になれ親しんでいくというふうな環境をつくる上では、非常に役に立っておると思うんですけれども。

これ、教育において費用対効果というふうなことをいうのはいかがなものかとは思いますが、1,000万近いお金をかけて青年たちをやっておるという状況において、私はまだまだ費用対効果を出せていないような気がするので、一般質問にも、きのうもありましたが、いろんなことを、教育長さん考えられておると思うので、ALTというんですか、これの十分な活用、英語教育、これから必要だと。もっとやっつけていかなと。そのときに、我が町が多分、町単だったと思うんですけれども、お金を払ってせっかく雇っとる方を、それに使わない手はないと思いますので、いろいろ教育委員会との兼ね合い、県教委との兼ね合いとかもあろうとは思いますが、その辺をぜひお考えいただきたいと思いますが、どうですか。

議 長 (大野教育長を指名)

教 育 長 中野議員の質問にお答えをいたします。

ALTをもっともっと有効に活用してはどうかという御意見かと思っておりますけれども、昨日の英語教育の充実、それから学力診断、学力テストに向けての取り組みでも申しあげましたけれども、スピーキングの対応につきましても、このALTの力を存分に活用しております。検討委員会を立ち上げましたけれども、その中にも学校長、それから中学校の英語担当者、2人のALT、これらが会の中心になって対策を立てて、それぞれの学校で手当をして、取り組んでいるところです。

ただ、御指摘のように、まだまだALTの活用方法を考えていかなければならない、このように思っております。

給与に見合う活動はさせていきたい、このように思っているところです。また御指導をいただいたらと思います。

議 長 ええですか。

(なしの声)

議 長 38 ページ。

(なしの声)

議 長 39 ページ。

(なしの声)

議 長 40 ページ。

(なしの声)

議 長 歳入歳出ともに、全体を通して質疑をされる方はおいでませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案につきましては、所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたい
と思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は、所管の常任委員会に付託することに決定をい

たしました。

議長 日程第27、議案第26号「平成31年度久万高原町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(木下住民課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした
いと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決
定をいたしました。

議長 日程第28、議案第27号「平成31年度久万高原町国民健康保険診療所事
業特別会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(和田病院事業等統括事務長を指名)

和田事務長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした
と思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第27号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決
定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。 (午後 2時59分)

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午後 3時19分)

議 長 日程第29、議案第28号「平成31年度久万高原町後期高齢者医療保険事
業特別会計予算」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(木下住民課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした
いと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第28号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決
定をいたしました。

議長 日程第30、議案第29号「平成31年度久万高原町介護保険事業特別会計
予算」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(中岡保健福祉課長を指名)

中岡課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした
いと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第29号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決
定をいたしました。

議長 日程第31、議案第30号「平成31年度久万高原町訪問看護事業特別会計
予算」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(和田病院事業等統括事務長を指名)

和田事務長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした
と思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第30号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決
定をいたしました。

議長 日程第32、議案第31号「平成31年度久万高原町農業集落排水事業特別
会計予算」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(釣井環境整備課長を指名)

釣井課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにした
と思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第31号は、産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長 日程第33、議案第32号「平成31年度久万高原町公共下水道事業特別会計予算」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(釣井環境整備課長を指名)

釣井課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第32号は、産業建設常任委員会に付託することに決定を

いたしました。

議長 日程第34、議案第33号「平成31年度久万高原町浄化槽事業特別会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(釣井環境整備課長を指名)

釣井課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は、産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長 日程第35、議案第34号「平成31年度久万高原町凶荒予備事業特別会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(菅林業戦略課長を指名)

菅 課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第34号は、産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議 長 日程第36、議案第35号「平成31年度久万高原町分譲宅地造成事業特別会計予算」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(大野ふるさと創生課長を指名)

大野課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第35号は、産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長 日程第37、議案第36号「平成31年度久万高原町立病院事業会計予算」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(和田病院事業等統括事務長を指名)

和田事務長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした
いと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第36号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決
定をいたしました。

議長 日程第38、議案第37号「平成31年度久万高原町立老人保健施設事業会
計予算」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(和田病院事業等統括事務長を指名)

和田事務長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした
いと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第37号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長 日程第39、議案第38号「平成31年度久万高原町簡易水道事業会計予算」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(釣井環境整備課長を指名)

釣井課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第38号は、産業建設常任委員会に付託することに決定を

いたしました。

議長 日程第40、議案第39号「おもご高齢者生活支援ハウスの指定管理者の指定について」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、議長が除斥となりますので、退席をします。

副議長と交代のため、暫時休憩をいたします。 (午後 4時22分)

(休憩)

副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午後 4時23分)

提案理由の説明を求めます。

(中岡保健福祉課長を指名)

中岡課長 議案に基づき説明

副議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

副議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第39号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号「おもご高齢者生活支援ハウスの指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決しました。

副議長 議長の復席を求めます。

議長と交代のため、暫時休憩いたします。 (午後 4時26分)

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午後 4時26分)

議長 日程第41、議案第40号「久万高原町久万農業公園の指定管理者の指定について」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、天野議員、日野議員、岡部議員、中川議員の除斥を求めます。

(天野辰晴議員・日野明勅議員・岡部史夫議員・中川武志議員、退席)

議長 提案理由の説明を求めます。

(篠崎農業戦略課長を指名)

篠崎課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第40号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第40号「久万高原町久万農業公園の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決いたしました。
天野議員、日野議員、岡部議員、中川議員の入場を許可します。

(天野辰晴議員・日野明勅議員・岡部史夫議員・中川武志議員、入場)

議長 お諮りします。
日程第42、議案第41号から、日程第44、議案第43号までの指定管理者の指定に関する3件を一括議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号から議案第43号までの指定管理者の指定に関する3件を一括議題にすることに決定をいたしました。

提案理由の説明を求めます。

(篠崎農業戦略課長を指名)

篠崎課長

議案に基づき説明

議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑・討論・採決については、1件ずつ行います。

議案第41号「久万高原町直瀬ふもと友愛館の指定管理者の指定について」、
質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第41号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第41号「久万高原町直瀬ふもと友愛館の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 議案第42号「西明神高齢者創作館の指定管理者の指定について」、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第42号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第42号「西明神高齢者創作館の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決いたしました。

議長 議案第43号「柳井川幸齢者創作館の指定管理者の指定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第43号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号「柳井川幸齢者創作館の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決いたしました。

議長 お諮りします。

日程第45、議案第44号から、日程第47、議案第46号までの指定管理者の指定に関する3件を一括議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第44号から議案第46号までの指定管理者の指定に関する3件を一括議題にすることに決定をしました。
地方自治法第117条の規定により、中野克仁議員の除斥を求めます。

(中野克仁議員、退席)

議長 提案理由の説明を求めます。

(篠崎農業戦略課長を指名)

篠崎課長 議案に基づき説明

議長 続いて、議案第45号の提案理由の説明を求めます。

(菅林業戦略課長を指名)

菅 課長 議案に基づき説明

議長 続いて、議案第46号の提案理由の説明を求めます。

(辻本教育委員会事務局長を指名)

辻本局長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑・討論・採決については、1件ずつ行います。
議案第44号「久万高原町四国カルスト牧場の指定管理者の指定について」、
質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第44号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第44号「久万高原町四国カルスト牧場の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 議案第45号「久万高原町林業研修センターの指定管理者の指定について」、
質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第45号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第45号「久万高原町林業研修センターの指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 議案第46号「久万高原町やなだにさんさんドームの指定管理者の指定について」、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第46号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号「久万高原町やなだにさんさんドームの指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決いたしました。

中野議員の入場を許可します。

(中野克仁議員入場)

議 長

日程第48、議案第47号「久万高原町公民館分館の指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(辻本教育委員会事務局長を指名)

辻本局長

議案に基づき説明

議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第47号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号「久万高原町公民館分館の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決いたしました。

議長 日程第49、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(河野町長を指名)

町長 諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

平成31年3月7日提出、久万高原町長。

住所 久万高原町上野尻甲984番地

氏名 玉泉 豊

生年月日 昭和31年7月19日生

提案理由でございますが、本町に6名おられる人権擁護委員のうち、お一人が任期満了により、6月末で退任されることになったことから、今回、新任として玉泉氏を推薦するものです。

玉泉氏は、行政現場での経験が豊富で、生涯教育についての見識も高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護についても深く理解があり、適任と考えております。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議長 提案理由の説明がございました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
諮問第1号は、適任と答申したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、適任と答申することに決定をいたしました。

議長 日程第50、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。
お諮りします。
議会運営委員長から、久万高原町議会会議規則第75条の規定により、別紙のとおり本会議の会期日程等議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありましたので了承したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」は承認することに決定をいたしました。

議 長 本定例会の付託議案について、各委員会は開会中に審査し、3月18日の本会議に委員長報告をお願いいたします。

お諮りします。

本日の会議はこれにて散会したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、本日の会議はこれにて散会することに決定をいたしました。
本日は、これで散会します。 (午後4時48分)
なお、3月11日は、午前9時30分から、町民館2階ホールで総務文教厚生常任委員会を開き、付託議案の審査をお願いいたします。

3月12日は、午前9時30分から、町民館2階ホールで産業建設常任委員会を開き、付託議案の審査をお願いします。

また、3月18日は、午後1時から開会をいたします。

よろしく申し上げます。

事務局 (終 礼)